

徳島ならではの「付加価値の高い食体験コンテンツ」造成事業 仕様書

1 事業名

徳島ならではの「付加価値の高い食体験コンテンツ」造成事業

2 事業の概要

(1) 事業の目的

2025年「大阪・関西万博」に向けて、SDGsが息づく徳島の豊かな「食」や魅力ある「食文化」を国内外に戦略的に発信していくことにより、ポストコロナ新時代の新たな「人の流れ」と「食べに行きたい徳島」の創出につなげる。

(2) ターゲット層

- ① 国内旅行者（主に県外からの旅行者）
- ② 2025年「大阪・関西万博」での訪日外国人

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 事業内容

高付加価値な体験を求める国内外の旅行者をターゲットに、SDGsの視点を踏まえ、徳島の「強み」である豊沃な土地で育った新鮮な「旬の農林水産物」を収穫から消費まで一気通貫で楽しむ体験や、県内各地域に根差した郷土料理や食文化をじっくりと楽しむ体験など、SDGsが息づく徳島ならではの「付加価値の高い食体験」ができる新たな着地型コンテンツを造成し、検証を行う。

また、徳島県独自の食を活かしたコンテンツは多少存在するものの、販路が限定的な事業者も多いなどの課題を解消するため、コンテンツの磨き上げと併せて発信力の高いOnline Travel Agent（以下、「OTA」という。）に掲載することで販路整備を行う。

(1) コンテンツ造成・販売業務

① コンテンツの新規造成

将来的なインバウンド需要の回復を見据えつつ、国内観光客はもとより、2025年「大阪・関西万博」での訪日外国人をターゲットとし、徳島県ならではの「付加価値の高い食体験」につながる体験コンテンツを新たに造成すること。

ア 造成するコンテンツ数

3商品以上、県内エリアバランスを考慮すること。

（例：東部圏1、西部圏1、南部圏1）

イ コンテンツ内容について

造成するコンテンツのうち、下記2つの内容を含むこと。

- ・すだち等（柑橘系）の収穫体験
- ・釣り体験等を含む魚介類の食体験

※ 釣り体験について、船を利用する場合は既存の遊漁船事業者を活用したコンテンツとすること

ウ 実施期間

契約締結日から開始し、2月末までに完了すること。

エ コンテンツ実施事業者の確保

本事業に参画意欲のあるコンテンツ実施事業者を確保するための具体的な方策

を提案し、コンテンツ実施事業者を確保すること。

オ コンテンツの造成・ブラッシュアップ

コンテンツ販売の前に全商品のモニターツアーを実施し、観光素材のポテンシャル、課題等を検討し商品化に向けた改善を行うこと。なおモニターツアーの実施にあたっては、以下「②モニターツアーの実施」の条件にのっとりすること。

② モニターツアーの実施、ブラッシュアップ

旅行商品造成の専門的な知識を有する者を招請し、モニターツアーを実施すること。さらに、モニターツアー参加者から評価や改善点、適正価格など「売れる商品にするための意見」を聴取し、商品開発にフィードバックすること。

ア 実施期間（目安）

契約締結日から2月末の間（随時）

イ 招請者

各商品につき、旅行商品造成の専門的な知識を有する者・一般モニターを招聘すること。なお、最終的な人選については、契約後、徳島県と協議のうえ決定すること。

ウ 安全、緊急事態等への対応

(7) 安全の確保等に関する万全の措置（事故等の未然防止、万一の事態の発生時にとりうる対応等を含む）、および新型コロナウイルスの感染予防対策を具体的かつ詳細に記載し、ツアー実施の際は徹底すること。

(イ) 視察時の緊急事態に備えて、トラブルが発生した場合の問題に対処するための手順及び体制を構築しておくこと。

(ウ) 本事業の実施にあたり、傷害保険等に参加すること。

(エ) 業務の遂行にあたり、各種法令を遵守すること。

③ コンテンツの販売戦略

造成したコンテンツの販売目標達成に向けた具体的・効果的な販売戦略を策定すること。

ア 販売販路

(7) 主たる販売販路は予約シェアの高いOTAとすること。

(イ) 販売コンテンツの特性に合った販路を選定すること。

イ 販売時期

1月までに販売開始すること。

ウ 販売コンテンツのブラッシュアップ、販売強化

コンテンツ販売期間中においても随時、販売状況のチェックや体験者アンケートを実施・分析し、コンテンツの内容見直しや販売ページの修正等を行うことにより販売強化を図ること。

④ その他

本事業で造成したコンテンツは、事業終了後2年程度は販売状況を把握できるようにすること。

5 業務の適正な実施に関する事項

受託者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部（主たる部分に限る。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

受託者は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、その他当県が必要とする事項を記載した書

面を当県に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

当県の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、受託者は、当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約により受託者が負担する義務と同等の義務を課すとともに、再委託先の義務の履行その他の行為について一切の責任を負うものとする。

6 その他

- (1) 受託者は当県から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度速やかに当県及び連携先と協議を行い、了解を得た上で、誠実に業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、本業務においてトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理すること。
- (4) 業務の実施にあたり、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うものとし、これに必要な一切の費用は委託料に含むものとする。
- (5) 本業務の実施により取得した個人情報、厳重に管理すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の状況および、天災その他経済情勢の激変により、本事業の一部、または全部が中止となった場合、別途、変更契約を締結することで、県が適切と認める範囲内において準備に要した費用等の委託料を支払うものとする。（ただし、契約限度額以内とする。）